### 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会 設置要綱

令和元年 10月 11日 令和2年8月26日一部変更 令和3年4月13日一部変更 令和4年6月10日一部変更 令和5年7月18日一部変更 令和6年6月19日一部変 令和6年8月1日一部変更 令和6年10月4日一部変更 令和7年8月4日一部変更 令和7年12月4日一部 令和7年12月4日一部 令和7年12月4日一部 令和7年12月4日一部 令和7年12月4日一部 令和7年12月4日一部

#### 1. 趣旨

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るに当たり、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」第 18 条の規定に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する関係者の協議を行うため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

#### 2. 構成員

- (1) 構成員は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第 18 条の規定に基づき、別紙のとおりとする。
- (2) 協議会に座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (4) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

### 3. 構成員の任期

構成員の任期は、任命の日から2年間とする。

## 4. 事務局等

- (1) 協議会は、文部科学省大臣官房審議官(総合教育政策担当)及び厚生労働省社会・援 護局障害保健福祉部長が、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 協議会の庶務は、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課及び 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において行う。
- (3) 協議会は、原則として公開とする。

#### 5. 備考

上記の規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定める。

## 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会の構成員

安形 輝 亜細亜大学データサイエンス学科教授

阿部 一彦 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会会長

市川 宏伸 一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長

井上 賢治 公益社団法人日本眼科医会常仟理事

今宮 裕司 愛知県福祉局福祉部障害福祉課長

上田 渉 日本オーディオブック協議会常任理事

植村 八潮 専修大学教授

宇野 和博 日本弱視者ネットワーク幹事、筑波大学附属視覚特別支援学校教諭

川崎 弘 特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会理事長

河村 宏 日本 DAISY コンソーシアム運営委員長

工藤 登志子 認定 NPO 法人 DPI 日本会議バリアフリー部会長補佐

小池 信彦 調布市立図書館主査

近藤 武夫 東京大学先端科学技術研究センター教授

佐藤 聖一 公益社団法人日本図書館協会障害者サービス委員会委員

澤村 潤一郎 社会福祉法人日本点字図書館図書製作部長

田中 敏隆 一般社団法人日本出版インフラセンター アクセシブル・ブックス・サポートセンター

(ABSC) 管理委員会委員·TTS 推進 WG 座長、株式会社小学館監査役

藤堂 栄子 認定 NPO 法人エッジ会長

二見 信行 一般社団法人電子出版制作・流通協議会 事務局長

中野 泰志 慶應大学経済学部教授

野口 武悟 公益社団法人全国学校図書館協議会理事長

樋口 清一 一般社団法人日本書籍出版協会専務理事

眞鍋 礼孝 一般社団法人デジタル出版者連盟専務理事

三宅 隆 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合常務理事

吉田 慎一 堺市健康福祉局障害福祉部障害施策推進課長

# (関係省庁等)

文部科学省

文化庁

厚生労働省

総務省

経済産業省

国立国会図書館